

シンガポールにおける華僑社会構造の発展 (三)

内 田 直 作

第一節 幫ほん＝Groupの問題

華僑社会では血縁・地縁・熟識等の自然的・人的結合関係が基盤に横わっている集団社会を構成していて、欧米の個人主義社会にみられる「個」が基礎単位を形成している場合とは、基本的に大きな相違のあることを明らかにしてきた。この華僑社会固有の幫派觀念に対して、それが守旧的のものとして、最近では批判されがちとなってきた。ことに戦後シンガポールに共和国の成立とともに高度の経済成長を実現し、経済的・社会的に近代化への移行が顕著にみられる場合、自然の経過といえよう。

その批判の第一声は、海外華僑社会のうちで、中心的最高機構ともいうべき「新嘉坡中華総商会」であげられた。幫派制の問題は早くから問題となっていたが、一九六八年秋におよんで、同総商会財政主任の「康振福」¹⁾

シンガポールにおける華僑社会構造の発展 (三)

Kheng Chin Hook (福建省龍溪県人・新嘉坡安溪會館財政・福建會館執委・爪哇公局副主席・新嘉坡四海源有限公司經理⁽¹⁾) が董事会に帮派存続の反対意見を提出した。

それは、八年間継続してきていた総商会財政主任の地位を賭しての強硬な意見でもあった。

ここで「帮派」の概念の内容を明らかにしておこう。

「帮」の意義は中国人社会で慣行的に使われてきた「帮^{ぼん}」(幫・幫とも書く)の意義は、私見では「帮助」助けが語源であって、「相互扶助団体」を意味するものと解釈したい。西欧のギルド = Guild, or Guild の語源は納税 = *Gesildan* = to pay tax に由来するといわれているが、それは中国語の「出捐」にも該当し、「相互扶助団体」を意味するものといえよう。

前近代的な集団社会で、富裕なものが都市・村落の公共事業に率先して出捐することは、中国では「有錢出錢」・「有力出力」の原則として支配的である。イギリスの都市では、土地・不動産の所有者がその所有不動産の大きさに応じていわゆる“scot and lot”の原則で土地の広さに応じて租税を支払い、その納税人組合 = Rate-payers' association が公共的諸事業を自主的に運営し、その公共事業体 = Public Works が上海では「工部局」の名称のもとに自治体的機構を形成していく場合と東西相似する点がみられる。

ただ、中国の場合は、多数の地縁的な「郷帮」に分裂しており、同業組合の「業帮」にのみ限定されていないことが、ユニークな相違点としてあげられる。ロンドンでは土地・不動産をもたないヨーマンリー以下のものは投票権もなく、いわゆる中国の「耆老紳士」の社会と同様有産者のみで構成されていた市民社会であり、中国の民間農村・都市も有産者の「有錢出錢の原則」で領導される点では、東西共通するものがあつた。

公共的な学校・医院・墓地・クラブ等の諸施設、キケロ＝Cicero の教えに通ずる仲間同志の訴訟の回避等⁽²⁾を各帮の領導者は、「有錢出錢」の原則で創設し、さらに居住国の公共諸施設に支出される租税をも負担する二重支出の矛盾をも敢えてして各帮の自治機構の保守につとめた。このような各帮の自治的な集団社会形成を固執した要因は何に求められるのであろうか。

シンガポールの「中華総商会」では、福建・潮州・広州・海南島・大埔県・梅県・三江（江蘇・浙江・安徽・江西）の七帮派に分別している。これらの帮派はそれぞれ言語（土語＝dialect）と習俗が相違し、シンガポールにおけるラジオ放送も、普通語^{ぶとんご}のほかに、五つの土語の同時放送を余儀なくされている。同じく広州語^{さむざう}でも、三邑（南海・番禺・順徳の三県）と四邑（新会・新寧・恩平・開平）では、その土語は非常に相違するし、福建省の福州語は、北接する浙江省の土語に近い。広東省の潮州語は福建語と相似して、広東人であっても、福佬＝Hoklos の別称をもつほどである。

海南島語は特有な捲舌音と声音の多いことで、他帮のもので容易にこなしうるものはないといわれる。客家語は南方の土語よりも、北方音に近いものがある。客語にも、惠州の「海陸豊」と「四県」（嘉応州の五華・蕉嶺・平遠・興寧の四県）の方言には若干の相違がみられる。

「これらの華僑の出身地のダイアレクトに全部通曉し、話しうるものは中国人のうちにも一人もないであろう」とは、イギリス支配時期のシンガポール華僑政務司署＝Chinese Secretariat の No. One Chinese Staff の孫崇諭＝Soong Chong Yee の常套語であった。

だが、最近では若年の上中層階級には普通語が漸次普及し、ダイアレクトの使用も後退してきているが、なお

華僑の多数を占める下層労働者達には、ダイアレクトが支配的であり、今日の完全選挙制に際してダイアレクトを駆使しなければ、大衆の投票を獲得しえない危険性が潜在している。

他方、習俗的にも帮別に若干の相違がみられる。たとえば、広州人は開放的で、歌舞・賭博・阿片吸飲等の風習が盛行しているが、福建人は保守的で、どちらかといえば、封鎖的で家族・村落の結集がよくその相互間の械斗の風習すらの発生の地とさえされている。

宗教的には、概観すれば道・儒・仏のいわゆる現世的混成宗教が支配的であるが、福建や海南帮等海上航海に従事することの多いものは、海上保護神としての「天后聖母」を中央神とし、広肇帮のごとき手工的職人・飲食店・旅店等のサービス業・建築業・錫鉱業等の生産的職種の方面に従事しがちで、海上商業に従事することの少ないものは、「閩帝」を中央神として祭祀する等、共通性のなかにも帮別に若干の相違もみられる。

何れにもせよ、「帮」は耆老紳士、紳商のごとき有産者、ないしは商人寡頭支配の地縁的な自治的集団社会であって、上層の支配者は中華総商会なり、中華会館なり、最高各帮の集成機関の設置となり、一旦公共のため必要とあれば、各自の負担能力に比例して金銭的支出と労力的支出を郷土愛のために惜しまない。その金銭的支出、いわゆる有銭出錢主義による「出捐」の場合は、役員各自の負担能力にきわめて公平に比例して支出している慣行は、イギリスの重商主義時期のロンドンの場合前述のごとき土地所有の大小に比例して“scot and lot” (割当分担支出)の慣習で、都市自治の財政をまかなくなっていったことと共通する。土地をもたないヨーロッパ人等(3)のいわゆるフリーメン達は選挙権をもちえないで、市民の一員ではなかった。

このような本国における慣行を、イギリスはその海外の植民地においても押し進めていった。中世以降の都市

商人ギルドが“scot and lot”の義務を負担することによって、商業独占権のみならず、都市の自治行政権をも獲得してゆく過程と相共通していた。例えば、一八四三年十一月十四日イギリス領事バルホアー大尉＝ Captain Balfour によって開港が宣言された上海の共同租界もまたこの例に洩れなかった。バルホアー大尉と上海道台「宮莫久」との間にイギリス人の居住・建築等についての折衝によって、一八四五年十一月二十五日公布をみたところの上海共同租界の大憲章ともいべきものが、何らの条約にもとづかないで、簡単な上海土地章程＝ Shanghai Land Regulations の名称で作成された。⁽⁴⁾同章程の第二十条に規定されている道路棧橋委員会が明文として規定され、その後の工部局＝ Public Works の市参事会の前身ともなった。土地は清国皇帝より租借する形式をとり、一畝＝ Mou につき年一、五〇〇文の地租を請負うことにより、自治権・課税権・警察権、ならびに第三回の土地章程第十一条では、制限つきではあったが、附則制定権をも獲得するところとなった。イギリス本國都市での慣習が踏襲されていた。

上海共同租界のイギリス領事館に隣接する第一区画＝ Lot No. 1. を獲得したのは Jardine, Matheson & Co. で、面積は一八畝六分余であって、地代は二七、九七三文であった。⁽⁵⁾

そのほかのイギリス商社として主なるものには次の通りのものがあった。

Dent, Beale & Co. <small>＝</small> 宝順洋行	……………	租借地面積	二四畝八分余
Gibb, Livingston & Co. <small>＝</small> 仁記洋行	……………	租借地面積	二四畝余
Gilman, Bohman & Co. <small>＝</small> 太平洋行	……………	租借地面積	八畝余
Angustine Heard, & Co. <small>＝</small> 琼記洋行	……………	租借地面積	一八畝

シンガポールにおける華僑社会構造の発展 (三)

Reiss & Co. 〓 泰和洋行	……………	租借地面積	九畝四分
Russell & Co. 〓 旗昌洋行	……………	租借地面積	一一畝九分
David Sassoon, Sons & Co. 〓 沙遜洋行	……………	租借地面積	七畝九分余

主としてスコッチ系で、最後のもののみはユダヤ系資本であった。

中国人も租界内で富裕なれば個人で土地を租借することができ、富裕でなければ、二名の富裕な家屋所有者の名義を利用せしめられた。⁽⁶⁾

工部局の市参事会へは、大地主で投票権数の多い少数のイギリス系商社の寡頭支配をみるところとなり、中世以降本国伝統の商人寡頭支配の社会を形成して戦前にまでおよんでいた。現地のイギリス人の社会には、フリーメンの組織もあり、上海には“Northern Lodge of China, No. 882”があつて Gilman & Co. 〓 太平洋洋行の“W. H. Vacher”が“Worshipful Master”の地位についていた。⁽⁷⁾ イギリス資本のギルドの寡頭独占は、当時のフリー・メンの結束によつても裏づけられていた。十九世紀以降近代資本主義の先端に立ち貿易の波に乗じて、東洋にまで進出してきたイギリス系資本も、きわめて伝統主義的な商人寡頭支配の自治社会を租界行政機構の上に反映せしめていた。

右のような上海共同租界でのイギリスの自治機構は華僑社会のごとく自生的な潜連黙移というよりは、条約によらないにしても、一応法規的な土地章程 〓 Land Regulations で、法治主義的形式を保持していた。

東西の都市民間社会の自治構成には、共通点が把握されうるが、イギリスの場合には、たとえばロンドンに関しては絹織物商・食料雜貨商等の外国貿易に関与しているとみられる十二大リバー組合 〓 Twelve Great Liv-

ery Companies と、市内の小売業に主として関与していたとみられる六十余組合（一九世紀末当時は六十八組合⁽⁸⁾）の小リバーリー組合＝Minor Livery Companies にわかれていた。大小リバーリー組合の別は土地所有の大小、すなわち大リバーリー組合は一、〇〇〇パウンド以上の土地所有者、小リバーリー組合は五〇〇パウンド以上の土地所有者であることとされていた。⁽⁹⁾市長＝Lord Mayor は大リバーリー組合員から選出され、大リバーリー組合の連合のもとにロンドンの都市自治機構が成立せしめられていた。⁽¹⁰⁾このような経過は、広州の業帮社会の「西共堂広州七十二行」に大行と小行の別のあったことも多少相似している。

広州は中世から国内と対外商業の中心都市として発達していたことから、ロンドンと同様業種別の「業帮」ともいべき概略七十二業種の組合があり、金・銀・絲・布を取扱うものは「大行」に該当し、その余のものは「小行」とされ、その差別は、代表選出数にあって、「大行」は一〇、ないし七・八人、「小行」は五・六人ないし三・四人であって、その代表総数は五〇〇余人におよんでいた。⁽¹¹⁾

海外への中国人労働者進出の際には、「行」^(ほん)（特許仲立人）＝資本よりも、労働者（同姓村落）集団の頭家^(たうけい)（親方）資本としての「公司」^(こんし)資本が先行しただけに、同業組合としてのいわゆる「業帮」よりも、地縁的に出身地を同じくする「郷帮」が先行的優位を占めていた。「公司」^(こんし)は、多くの場合、会党としてあつかわれる秘密結社の集団でもあり、本国におけると同様相互の勢力範囲をめぐる械斗^(ぎく)（器械＝武器を使用する斗争）が繰りかえされ、イギリス政府は十九世紀末におよんで、マラヤ・海峡植民地で危険結社禁止条例＝An Ordinance for the Suppression of Dangerous Societies (Ordinance XIX of 1869) ⁽¹²⁾、＝社団条例＝Societies Ordinance (1869) を公布して、労働者集団に広がっていた秘密結社組織を弾圧した。郷帮は存続していくが、その反社会的傾向は漸次

シンガポールにおける華僑社会構造の発展 (三)

後退していった。なお秘密結社をも「帮」、または「帮会」とも呼称されるが、ここでは別説にゆずる。

サンフランシスコ華僑社会では、アメリカが結社の自由性を尊重する結果、イギリス支配の植民地とは相違して今日でもサンフランシスコ、その他の同国内のチャイナ・タウンには、秘密結社としての「堂会」=「Tongs or Huis」が十二前後存在している。⁽¹³⁾

堂会は勢力の弱い「小姓」が相集って組織し、その勢力範囲の保持、拡大を目的する場合が多い。別に「致公堂」のごときは政治的結社として、アメリカ大陸・フィリピン・上海等の各地に組織を保持している。地縁的集団は、アメリカでは十九世紀中頃以降のゴールド・ラッシュがモーメントとなっていたことから、労働者集団が有力で、公司を組織して、計六公司 = Six Companies があって、後に肇慶府出身者団体が参加して、七団体の連合をみているが、今日でも依然として会館の入口には「六公司」の名称を掲示して、「三藩市中華総会館」を最高集成団体として、スタックトン・ストリートに現存する。地縁的な「郷帮」の下位には姓氏団体の成立をみている。サンフランシスコの唐人街には二六ヶの姓氏団体の存在が明らかにされた。

中国民間社会の集約度は北方から南下すればするほど、高まっていき、下部の緊密な団結性をもつ同姓村落の存在に当面する。サンフランシスコのほか、アメリカ大陸方面への出身者は、広州府四邑系せいやの労働者を主体とし、それに広州市をめぐる南海・番禺・順徳の三邑系さんいふの商人達が若干みられる。福建帮はほとんど発見しえない。たとえ、発見しえてもきわめて少数のため他帮に混入しているようである。

ここで、三藩市唐人街の社会構造の理解を容易にするために、次にその構成図を作成してみよう。総董は兩月一任、通事は一年一任で、六会館選出者の輪番となっている。甯陽五回、肇慶・合和・岡州・陽和・三邑各一回

(第1表) サンフランシスコ華僑社会機構概観図

三藩市中華総会館															
						總董									
三邑会館			甯陽会館		陽和会館	甯陽会館	岡州会館	甯陽会館	合和会館	甯陽会館	甯陽会館				
						通事									
三邑会館			甯陽会館		陽和会館	甯陽会館	岡州会館	甯陽会館	合和会館	甯陽会館	甯陽会館				
						甯陽会館の主席選出商董各			姓氏別數						
計	伍姓	寿姓	馬姓	許姓	甄姓	蔡姓	劉姓	林姓	陳姓	鄺姓	朱姓	雷姓	李姓	黄姓	(一九七—一九六〇)
27名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	2名	4名	5名	6名		
						堂會名									
			俊英堂		儀英堂	英瑞堂	萃勝堂	合勝堂	秉公堂	協勝堂	安良堂	致公堂			

の交代制で、別に客家帮の「人和会館」があるが、微力のせい、前世紀の西路事件（広東省西部の「本地」と「客家」の土地をめぐる斗争で、一八五四—六七七年におよんだ。）以来の対立関係の結果の何れか明らかにしえない。

さらに、甯陽会館自体の一九四七—一九六〇

年間におよび二四年間の主席・副主席・通事選出回数、会員の同姓人数に正比例して選出されていることが上の図表から明らかにされる。

下部から上部へその意味では、きわめ公平に、民主主義的ともいえるように選出機構が公平に固められている。

会館下屬の「姓氏団体」の明確にしえたのは「甯陽会館」（広東省台山||新会県出身者団体）についてのみであって、他の会館についてもある程度明白にしうるにとどまるので、甯陽会館内掲載の商董表を利用して右の概観図を作成した。まさに、そこには中国民間社会の伝統主義的構成としての「社」（同姓村落・姓氏団体）集って、「郷」をなし、「郷」集って「国」をなすの

シンガポールにおける華僑社会構造の発展 (三)

シンガポールにおける華僑社会構造の発展 (三)

(第2表) 駐美台山密陽会館各姓輪值正副主席通事表 (由民国36年份至民国59年份)

年份	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年		
正主席	黃	李	朱	黃	李	雷	黃	寿	朱	陳	李	劉	黃	林	李	譚	雷	伍	黃	蔡	馬	甄	黃	許		
副主席	伍	黃	劉	鄭	限	林	譚	伍	胡	李	溫	榮	陳	廖	曾	鄭	林	李	劉	黃	鄭	陳	李	劉		
通事	李	陳	廖	劉	黃	曹	朱	林	李	譚	趙	潘	謝	鄭	梁	甄	陳	張	胡	盤	溫	林	譚	葉	伍	梅

尖塔状的連合機構結成のあり方が現在でも生き生きとして、自由主義と個人主義を本質とするアメリカの近代社会内部においてすら、なお保守されていることが如美に示されている。

出身地は広州府と肇慶府で、大部分は前者であり、その姓氏団体においては、「黄」≡ Wong 姓が最大多数を占めることは、カナダのバンクーバー市とシンガポールの場合とも共通する。⁽¹⁴⁾

そこでは、アメリカの個人主義社会にありながら、血縁・地縁のごとき自然的結合関係が支配する集団社会、≡ Collective Society を構成している。

だが、ひるがえって近代資本主義社会を形成した東洋に進出してきたイギリス資本の場合についても、一例にとればシアードイン・マゼソン会社 ≡ Jardine, Matheson & Co. Ltd. (怡和洋行 ≡ EWO, 一八三三年設立) はシアードイン家の姻戚か、外戚をもふくむ同族会社として終始し、しかも地域的にはスコットランドの南端のダン

フリース＝Dumfriesの出身者に限られる点、中国の地縁団体にも共通するものがみられる。

ここで、マーガレット・ミッチェル＝Margaret Mitchellの小説“Gone with the Wind”のうちに「スカ
ーレット、お金のことになると、あなたの眼は実に輝いてくるんですね！ あなたのからだにはスコットランド
人か、ことによるとユダヤ人の血でもまじっているんじゃないかね？」（原著第七六七頁、大久保康雄訳、風と共に
去りぬ、第三巻、第一九九―二〇〇頁）と、レット・バトラーがアイルランド女のスカーレット・オハラを揶揄する言
葉の通り、東洋におけるイギリス資本も経済的本能の鋭いスコットランド系と、ユダヤ系の二系統のあることが
目立っている。さらに、イングランド系―アイルランド系等があつて、出身地別の相違によつてそれぞれイン
グランド系は“Saint George Society”（祭日四月二十三日）スコッチ系は“Saint Andrews Society”（祭日二月三
〇日）、アイルランド系は“Saint Patrick Society”（祭日三月一七日）を組織して、パトロン・セイントの祭日には、
それぞれ盛大なパーティーを開く。ユダヤ人にはシナゴグがあり、そのほかフリー・メソン＝Free Masonの
秘密結社の組織が上海・香港にもみられた。血縁・地縁関係があり、秘密結社もみられるところ、この点中国人
社会と共通するものがある。

だが、イギリス人社会には、支配者の国王との友好的協力関係のある市民社会を構成している。中国の場合のご
とく君主、または官僚の専制的支配者との間には官僚の地域回避制（自己と地縁関係があり、言語慣習をともにする
地域の官僚にはなれない。任期三年間程の制限からくる官民隔絶による分裂社会）であり、古代の意味における都市国家
でもなければ、ヨーロッパ中世における都市法のごときものはしらなかつた。そこには古代ヨーロッパにおける
よう自己装備した都市居住の軍人層の意味における市民はみいだせなかつたのである。⁽¹⁵⁾ 重農賤商政策で都市の民

シンガポールにおける華僑社会構造の発展(三)

間商人社会は集団的な受動的抵抗としてストライキとボイコットによる非武装的経済闘争手段にまつにすぎなかった。また、明清朝は長く鎖国政策を採用して、海外に進出した民間商人は「棄民」であって、何等政府側の積極的協力を期待することはできなかった。民間社会のギルド的な自治協同体制には東西相似する点が少くないが、中国では官民分裂体制下であって、漸く開港都市に諸外国の形成した租界内で、軍閥官僚からの影響から免れて、その経済的發展と工業化への実現の曙光をみいだしたのであった。日中戦争の終結、国共の分裂、中華人民共和国の成立とともに、諸外国の半植民地的租界は消滅し、租界内に成長していた中国民間資本の成長は、中華人民共和国の成立後は混合経済の新民主主義体制から急速に社会主義化への方向へ迎っていた。一九五七年第一次五カ年計画の完成と、その翌一九五八年八月の農民の土地私有を否定し、集体所有制の人民公社の成立とともに、私人資本主義経済は消滅し、その中心地の上海租界からは、資本家達は主として香港・東南アジア諸国方面へ逃避した。とくに香港のノース・ポイント(北角)では、上海資本として、労働集約的生産方式で、同質商品の仲継貿易港の地位から産業革命を実現して、食料・原料の輸入と、繊維品・プラスチック製品・電気器具等の軽工業品製品の輸出港へと転換せしめていった。この俗称「上海資本」は伝統的には「三江帮」(江蘇・浙江・江西・安徽)として知られる揚子江下流域の中国経済の中軸ともなっていた地域の出身者団体で、団結性は華南ほどでなく、北上するとともにその集団性の粗放化の特性がみられる。

イギリス権力に保護された自由港としての地域で、その経済的發展が次表にみられる通りの住民の大多数を占める広東を抑えて、香港経済を近代化に寄与したのは、三江帮であり、本国政権の何らの専制政治権力のおよばないエアーパーケットに恵まれてのことであった。香港における出身地別・帮別人口統計については、少しく古い

(第3表) ホンコン日用語別人口統計

言語別	1966 人口調査			
	男子人口	女子人口	合計	
英語	19,000	18,320	37,400	1.01%
広州語	1,538,290	1,473,270	3,011,560	81.20
客家語	61,900	61,490	123,390	3.33
潮州語	150,250	149,230	299,480	8.07
四邑語	49,750	63,230	112,980	3.05
上海語	50,340	53,620	103,960	2.80
国語				
東南アジア	10,100	7,460	17,570	0.47
ポルトガル語				
その他	1,150	1,430	2,580	0.07
無言語				
合計人口数	1,880,870	1,828,050	3,708,920	100.0

Hong Kong Statistics, 1947-1967, p. 23.

ものしか手にはいらぬが、次のようなものがある。(16)

上海語を使用する新来の三江幫が、在来の広東省系(広州・客家・潮州・四邑系の計九五・六五%)を雄大な資本と技術をもって圧倒し、香港近代化に寄与し、伝統的に広東人の掌中であつた「香港中華総商会」(國府系の九龍總商会ではない)の会長としてそれまで広州南海人の高卓雄(Ko Chuk Hung)(新世界大薬行・華人企業有限公司、

金冠酒樓有限公司、蘭香閣茶餐有限公司経営)に代わつて、三江幫の浙江省寧波市出身の「王寬成」(Wong Kwan-Cheng)(継大洋行有限公司・大元置業有限公司・東南企業有限公司各董事長)が占めるところとなつた。

閑話休題、ここで問題を香港と同様、かつてのイギリス植民地であり、同様仲継貿易を存在理由として發展し、同じく自由港としての「シンガポール」の華僑社会の構造についての本論へ問題を移していかなければならない。常に本論をはずれがちになるが、比較検討のため故と諒承をねがっておく。

第二節 シンガポール中華総商会の帮別制

初期の帮別には、前述してきた通りであって、戦前の本国主要都市、現在での世界各地にも既述の通りの伝統主義的な華僑社会と同様な慣行にしたがって発展してきた。シンガポールもその例外ではなかった。

ただ、初期から各帮の勢力には変遷交代があつて、とくに広帮勢力の後退と福建帮の上昇、潮州帮のうちの「韓江系」が最初は勢力を占めていたが、現在では「榕江系」勢力が支配的となつてきている。さらに、戦後は上海資本としての「三江帮」の出現が勢力分野を多岐にしてきている。

以下、新嘉坡中華総商会の董事の帮別勢力は一九七〇年度までは明確にされているが、それ以降は董事職員表には、出身地が明記されなくなっている。今、一九六九―七〇年度の商会「第三十五届董事職員表」によつて明らかになれば、各帮別董事数は次の通りである。

(1)	福建帮		16名
(2)	潮州帮	韓江系	12名
		榕江系	4名
		計	16名
(3)	広肇帮	三邑系	3名
		四邑系	2名
		計	5名
(4)	客家帮	永定系	2名
		梅県系	1名
		計	7名

大埔系	3名
詔安系	1名

(5) 三江幫

4名

(6) 福州幫

2名

(7) 海南幫

1名

總計

51名

右記の各幫に下屬する主要な団体には次の通りのものがあつた。

(1) 福建幫

新嘉坡福建會館

南洋漳州十邑會館

金門會館

安溪會館

竜溪會館厦門公會

竜岩會館

南安會館

同安會館

晉江會館

永春會館

吾慮俱樂部

怡和軒俱樂部等以下畧

(2) 潮州幫

潮州八邑會館

潮陽會館

潮安連植社

潮安會館

シンガポールにおける華僑社会構造の發展(三)

シンガポールにおける華僑社会構造の発展

潮州江夏堂

義安公司

醉花俱樂部

揭陽會館等以下畧

(3) 広肇帮

新嘉坡広東會館

肇慶會館

広恵肇公会

要明公安同郷会

会寧會館

三水會館

岡州會館

甯陽會館

清遠會館

東安會館

番禺會館

中山會館

海天遊芸会

恩平同郷会等以下畧

(4) 客家帮

南洋客属総会

応和會館

永定會館

花県會館

栄陽會館

惠州會館

詔安會館

豊永大公司

豊順會館

嘉僑同郷会

威基利俱樂部等以下畧

(5) 三江幫

三江會館

上海公會

寧波同鄉會等以下畧

(6) 福州幫

福州會館

福清會館

福州長樂公會

福州瀛洲同鄉會

福州鳳崗同鄉會

福州閩峰同鄉會以下畧

(7) 海南(琼)幫

琼州會館連合會

琼州會館

琼崖重興同鄉會

琼崖南梅同鄉會

琼崖南潮同鄉會

琼崖沙港同鄉會

琼崖南壁同鄉會

琼崖溪北同鄉會

琼樂同鄉會

シンガポールにおける華僑社会構造の発展

シンガポールにおける華僑社会構造の発展

琼崖陳氏公会

琼崖林氏公会

琼崖鄭氏公会

琼崖許氏公会

琼崖翁氏公会

琼崖周氏公会

琼崖吳氏公会

琼崖曾氏公会以下畧

以上は各帮下屬の主要な若干の団体名を列記したにとどまるが、そのほか各帮は、学校・墓地・医院・倶楽部等を設備して、帮別に自治共同体としての機構を固めている。

居住国政府へ納税の義務をもつ以外に、自帮のための社会的諸施設への出費も惜しまない点、二重負担の不利をも顧みない。この華僑社会の自治主義、ないしは共同体制は、“*imperium in imperio*”としての批判をうけがちである。

さらに、各帮の経済活動についても漸次同質化していく点もみられるが、帮別に相違した分業的構造が伝統的に形成されてきていることも見逃されてはならない。

各帮の分業的経済構造 Ⅱ 郷帮のほかは業帮が同業公会として成立しているが、それにも地域的分裂主義が浸透している。広肇系は職人的であり、福建・潮州系は海上商人型である等大きな差別のあることは述べたところで

ある。

シンガポールの最も早い同業組合は広肇系料職人の前世紀中頃に創設した姑蘇慎敬堂で、酒樓・茶室の組合である。潮州幫の業幫の筆頭には暹郊商務局と米商公局とがあるが、前者はタイ国に精米廠を自設する頭盤の米商であり、後者は米糧の専門販売に従事する二盤の店舗である。魚商公益所・潮州京菓行公局・酒商公局・香油郊等は潮州系に属する。海嶼郊・茶商公会・樹膠公会・仰光商務局・安南商務局・爪哇郊等は福建系である。猪肉行・客棧行・籐商公会・革履行・印務同業公会・北城（建築職）行等は広肇系で、当商公会・金銀商業会・茶陽京菓商務局等は客家の大埔系であり、福州咖啡連合会・福州商業会・福建理髮店公会・福州雜貨公局・福州木帮公所等は福州系で、琼咖啡僑公会、冰商公会・琼輪軒・琼海閣（航海水夫団体）等は海南（琼）系である。職人的な広幫や労働者の多い琼幫は労働組合運動の方向へと進展し、華人司機互助会・星州人力車工友互助会・星州碼頭工友互助会・洋服同業行・星洲駁船業工友連合会の成立をみ、戦後は社会主義戦線＝Barisan Socialis等の左翼労働者政党の結成の方向へ動いていった。だが、そこにはなお、下層労働者組合と上層資本家層との間の郷幫的のタテの関係による連携が残存し、血債要求のための対日ボイコット運動に際して、ゴム王の陳六使が毛沢東路線を踏襲する極左の「社会主義戦線」への資金援助のため、彼は市民権を一時剥脱される変則的事態の発生すらみた。碼頭若力が陳六使と郷幫と同じくし、船主との郷幫的結束のもとに対日ボイコットに際しては、日本船の貨物の積卸しは停止され、陳六使の族兄の陳嘉庚＝Tan Kah Keeが北京政府の常務委員として参加したことから、兄と同様の経路をへてシンガポールの右翼の労働者政党の「人民行動党」＝People's Action Partyに対抗していた左翼の「社会主義戦線」に加担する結果となった。このような政治的運動にも、血縁・地縁の伝統主義

シンガポールにおける華僑社会構造の発展

的特性がからまっていた。

僑生の抬頭＝上述のゴム王として著名な陳嘉庚・陳六使ら何れも第一世のいわゆる「新客」＝Sin-Kehであり、「新嘉坡中華総商会」は、新客以外の参加を認めなかったが、居住国の移民人国制限や、本国に中華人民共和国成立以降、当初新客の到来するものが消滅し、本国との往来関係の自由が喪失されるとともに、華僑が居住国に定着化の傾向を深めていき、第二世以下の「僑生」の人口比が激増していくにしたがって、第二世以下は新客に対抗して「僑生公会」が一九〇〇年に創立された。当時イギリス植民地に属していたため、父祖の土語・中国語よりも、英語教育の影響をうけ、英米に留学するものが続出し、英語しか話さない“Straits Chinese”の階層が出現し、この第二世階層から、公務員・弁護士・医士・機師・教師・記者・書記等のインテリの自由職業者の続出をみた。李光耀首相夫妻もともに英語のみを話すこの僑生層出身であった。また、欧米の企業経営方式、さらに進歩的な労働組合思想をうけつぐきものも輩出し、華僑社会経済の近代化が促進されだし、欧米の影響に対し、華僑達は留学の子弟達のための教育投資を惜しまず、華僑社会は漸く古い殻から脱出し始めた。

日中戦争中抗日救国運動に尽瘁したのは、陳嘉庚^{たんかあき}を筆頭とする第一世の新客達を中心としていた。戦後東南アジア諸国が相ついでナンヨナリズムの風潮のもとに独立の実現をみたが、英領植民地の場合には遅れてマラヤ連邦は一九五七年・八月三十一日に完全独立の実現をみ、ペナン・マラッカもそれに参加したが、シンガポールのみは除外され、一九五八年十一月二十七日に軍事・外交を除く自治が認められ、翌五九年四月二十五日に立法議会の選挙が施行された。後、独立のための交渉を経過して、一九六三年九月十六日シンガポールには、イギリス軍事基地を残しながらも、マラヤ連邦・サバ・サラワクとの連邦が実現し「マレイシア」の成立をみた。その場合

の李光耀を首相とするシンガポール政府の關係は何れも第二世以下であつて、その平均年令は四〇才前後と推定された。⁽¹⁷⁾

- (1) 康振福の人物につらばは、許教正編「東南亜人物誌」一九六五年シンガポール刊行、A三六頁に於ける。
- (2) Rev. J. Malet Lambert, "Two Thousand Years of Gild Life, Hull, 1891, p. 25.
- (3) J. C. Thornley and C. W. Hastings, The Guilds of the City of London and their Liverymen, London, p. 5.
- (4) "Shanghai Almanac for 1852, and Commercial Guide, "Shanghai North China Herald Office, 所載「Shanghai Land Regulations.」を参る。本書124—125頁数字は、この年を以て算出する。
- (5) 同右書、所載「List of Renters of Land at the Port of Shanghai, the Area of Lots and of reserved Annual Rent due thereon to the Chinese Government in Advance for the Year 1852.
- (6) 同右書、所載「Conditions of the Residence within the Foreign Limits」を参る。
- (7) 同右書、所載「Residents at Shanghai」の条を参る。
- (8) J. C. Thornley and C. W. Hastings, The Guilds of the City of London and their Liverymen, London. の前文のうまじ明らかに於ける。
- (9) John P. Davis, Corporations, A Study of Origin and Development of Great Business Combinations and of their Relations to the Authority of the State, London, 1905, p. 215.
- (10) 成城大学創立二十周年記念論文集（昭和四十五年十一月）所載、内田直作稿「ロンドン東インド会社の成立過程」第六八頁、ならびに内田直作著「東洋経済史研究(1)」、昭和四十五年八月、千倉書房刊行、附録、「粵漢鐵路風潮始末情形述略」、第五頁を参る。

シンガポールにおける華僑社会構造の発展

- (11) Wilfred Blythe, *The Impact of Chinese Secret Societies in Malaya. A Historical Study*, Oxford U. Press, 1969, p. 151.
- (12) W. Blythe, op. cit., p. 6.
- (13) 成城大学「経済研究」第二十四号所載、内田直作研究ノート「三藩市唐人街の社会構造」(五)、第七七—八頁には、堂会について詳説しておいた。
- (14) 内田直作著「東洋経済史研究 I」昭和四十五年千倉書房刊行、第二章「明治年間における華僑資本の特性」第七—八頁。
- (15) Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, I. Tübingen, 1928, S. 291.
- (16) Hong Kong Statistics, 1947—1967, Census & Statistics Department, Hong Kong, 1969, p. 23, "Population by Usual Language."
- (17) Singapore Yearbook, 1969, Singapore, 1970, p. 41.